

第10章 高年齢雇用継続給付について

1 高年齢雇用継続給付とは

高齢化の進む中で、働く意欲と能力のある高年齢者について、60歳から65歳までの雇用継続を援助・促進することを目的に創設され、平成7年4月1日から施行されました。（雇用保険法第61条～第61条の3）

具体的には、60歳以上65歳未満の被保険者が、原則として、60歳時点に比べて賃金が75%未満の賃金に低下した状態で働いている場合に、ハローワークへの支給申請により、各月に支払われた賃金の最大15%の給付金が支給されるものです。

この高年齢雇用継続給付には、

- 1 雇用保険（基本手当等）を受給していない方を対象とした

「高年齢雇用継続基本給付金」

と

- 2 雇用保険（基本手当等）の受給中に再就職した方を対象とした

「高年齢再就職給付金」

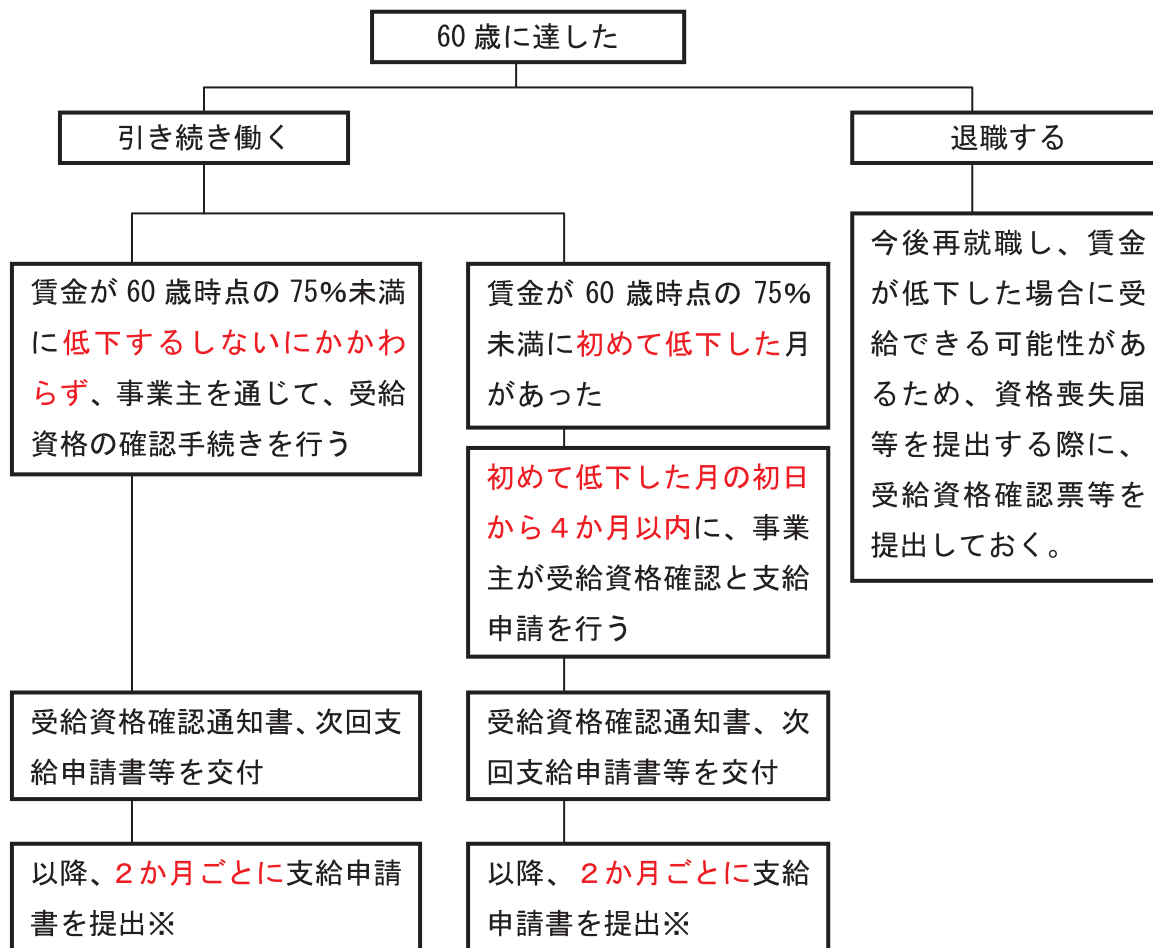
の2種類があります。



2 高年齢雇用継続給付の基本的な流れ

(1) 高年齢雇用継続基本給付金（以下の図は、本人に代わって事業主が手続きを行うという流れを示しています。）

◎ 60歳時点で雇用保険被保険者であった期間が5年以上である場合



※ 賃金が60歳時点の75%未満に低下しない場合には、給付金の対象となりません。

※ 一度給付金を受給すると、年金との併給調整が行われます。この場合、その後給付金が支給されない場合も削除されません。解除するためには、不支給決定を受ける必要が有ります。

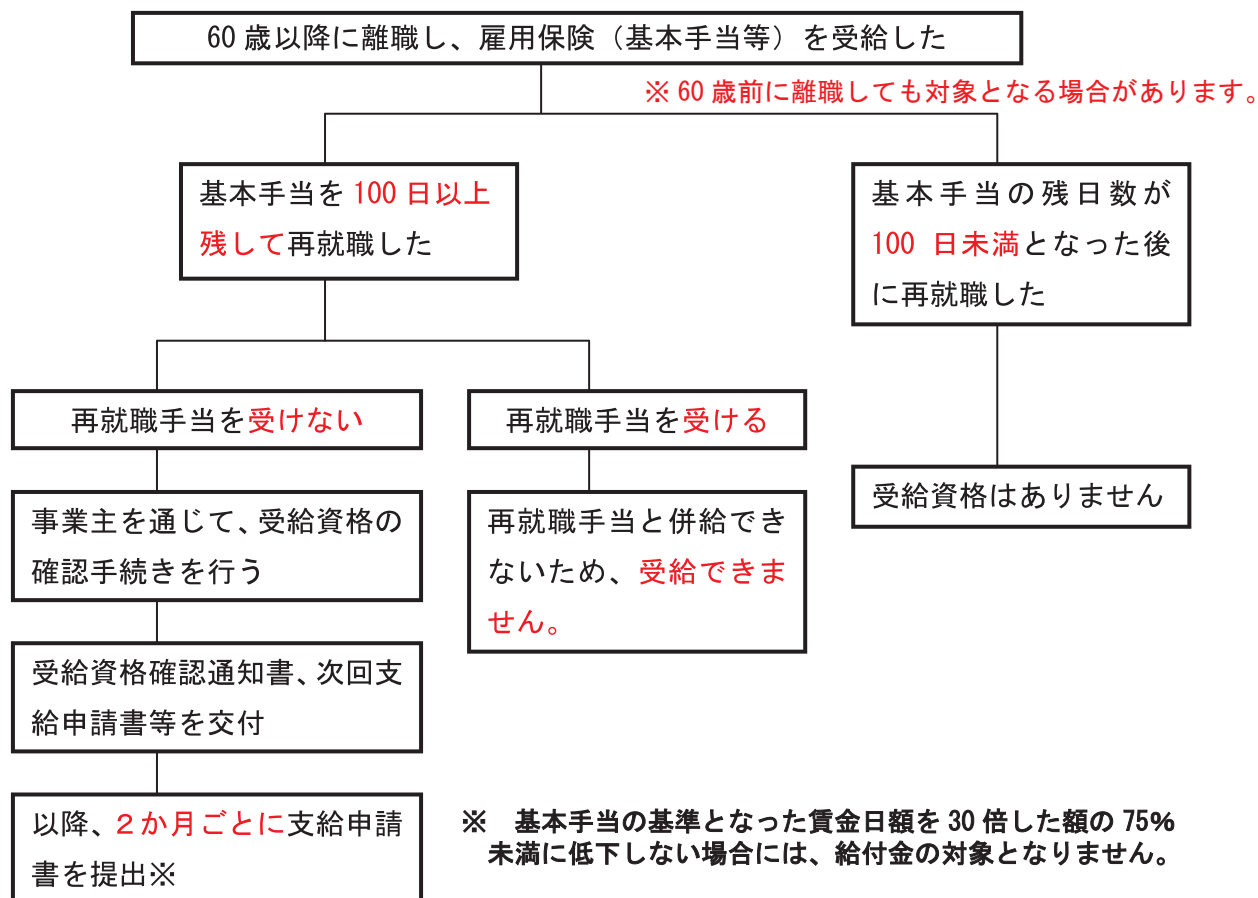
支給申請月のパターンについて

◎ 奇数月申請のケース

	3月	4月	5月	6月	7月
	申請 (1月分) (2月分)		申請 (3月分) (4月分)		申請 (5月分) (6月分)

支給申請パターンは、2か月経過後、1か月以内に申請していただく方式です。

(2) 高年齢再就職給付金（以下の図は、本人に代わって事業主が手続きを行うという流れを示しています。）



高年齢再就職給付金と再就職手当の併給調整について

お願い

高年齢再就職給付金は、再就職手当と併給ができません。

すなわち、いずれか一方を被保険者が選択していただくこととなります。いったん選択し、支給決定を受けると、その後の取消しや変更等はできません。

事業主の皆様におかれましては、以下の特徴を十分ご理解のうえ、被保険者本人への慎重な選択を促していただきますようお願いいたします。

高年齢再就職給付金	再就職手当
1年または2年かけて支給(※) (支払われた賃金×最大15%)	一括で支給 (基本手当日額×残日数×60%または70%)
賃金の変動すれば給付額も変化	再就職後の賃金変動に影響されない
年金と併給調整される	年金と併給調整されない

※基本手当の支給残日数が100日以上200日未満の場合は1年間、200日以上の場合2年間が支給期間となります。

3 高年齢雇用継続基本給付金について

(1) 受給資格は・・・

① 60歳到達日において被保険者であった場合

60歳到達日（「60歳の誕生日の前日」のことをいいます。）において被保険者であった場合の受給資格は次のとおりです。

イ 60歳以上 65歳未満の一般被保険者であること。

ロ 「被保険者であった期間」が通算して5年以上あること。

※ 「被保険者であった期間」は、離職した日の翌日から再就職した日の前日までの期間が1年以内であって、この期間に雇用保険（基本手当、再就職手当等）の支給を受けていない場合に通算することができます。

雇用する被保険者が60歳に達し、この給付金を受けようとする場合には、その事業所の所在地を管轄するハローワークへ、受給資格確認手続及び支給申請手続を行ってください。

そこで、上記要件のいずれにも該当する場合は、高年齢雇用継続基本給付金の受給資格の確認を受けることができます。

この受給資格の確認を受けた被保険者であって、60歳以降の各月の賃金額が、ハローワークにおいて登録された賃金月額（上限額あり）に比べて、75%未満に低下した場合に、高年齢雇用継続基本給付金を受けることができます。

※ 「賃金月額」とは、

原則として、60歳到達時点の直前の完全賃金月6か月の間に支払われた賃金の総額を180で除して算定された賃金日額の30日分の額となります。

ここでいう「完全賃金月」とは、賃金締切日ごとに区分された1か月の間に一定の賃金支払基礎日数がある月を指し、原則、賃金支払い基礎日数が、11日以上の月が6か月必要で、6か月ない場合は、完全月で賃金の支払いの基礎となった時間数が80時間以上の月が対象となります。（下線部については、令和4年8月1日以降休業開始している者に限り適用となります。）

なお、賃金月額には、以下のとおり上限額及び下限額があります。算定した額が上限額を超える場合は上限額に、算定した額が下限額を下回る場合には下限額となります。

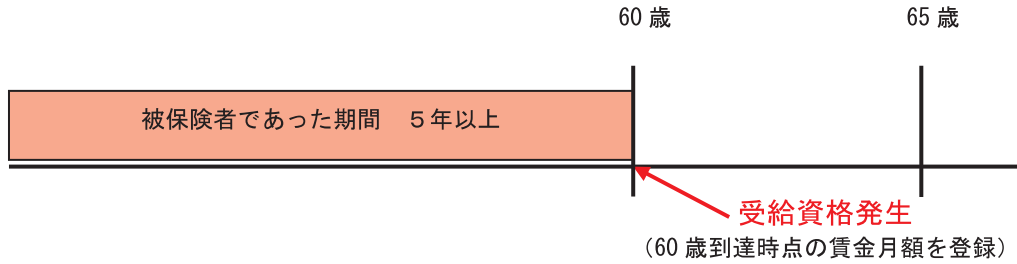
令和4年8月1日現在の賃金月額の上限額と下限額

上限額 478,500円※（令和4年7月31日までは473,100円）

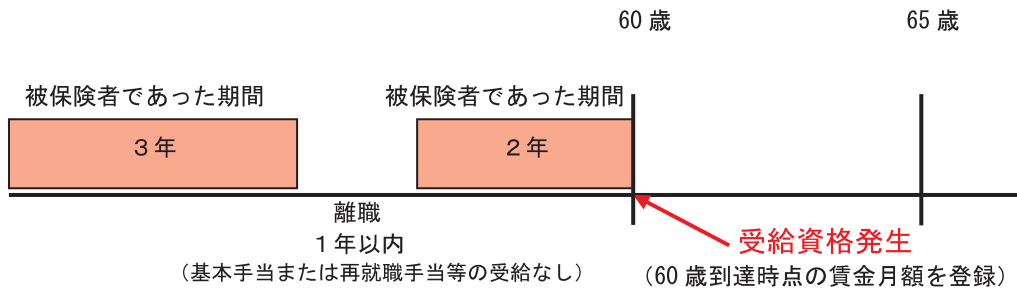
下限額 79,710円※（令和4年7月31日までは77,310円）

※ 上限額及び下限額は、毎年8月1日に変更される場合があります。

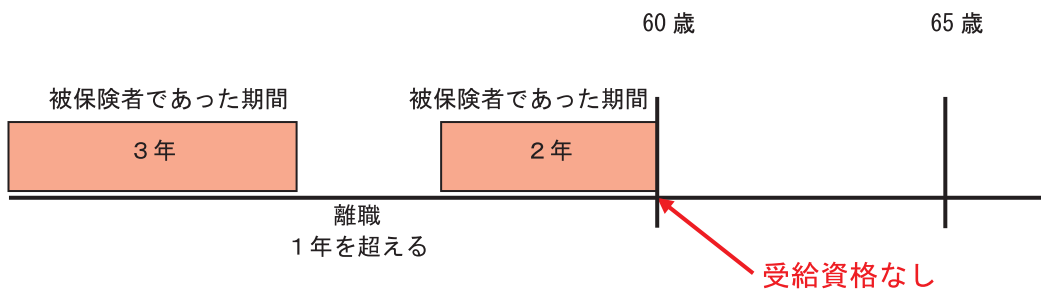
例示 1 60歳到達時点で受給資格を満たした場合



例示 2 60歳到達時点で受給資格を満たした場合



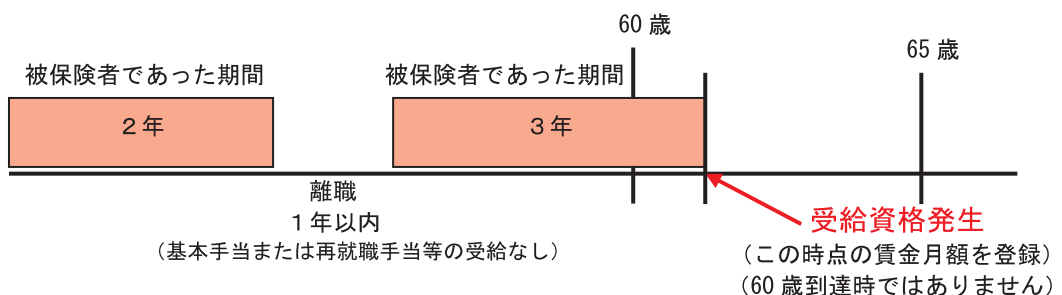
例示 3 60歳到達時点で受給資格を満たさない場合



60歳到達時点において被保険者であった期間が通算して5年に満たないため、受給資格が確認できなかった場合でも、その後被保険者であった期間が通算して5年を満たした時点で、再度手続きを行うことにより、受給資格の確認を受けることができます。

この場合、受給資格を満たした時点（被保険者であった期間が通算して5年を満たした時点）における賃金月額（上限額あり）が登録されることとなります。

例示 4 60歳到達時以降、受給資格を満たした場合



② 60歳到達日において被保険者でなく、それ以降の再就職により被保険者となった場合

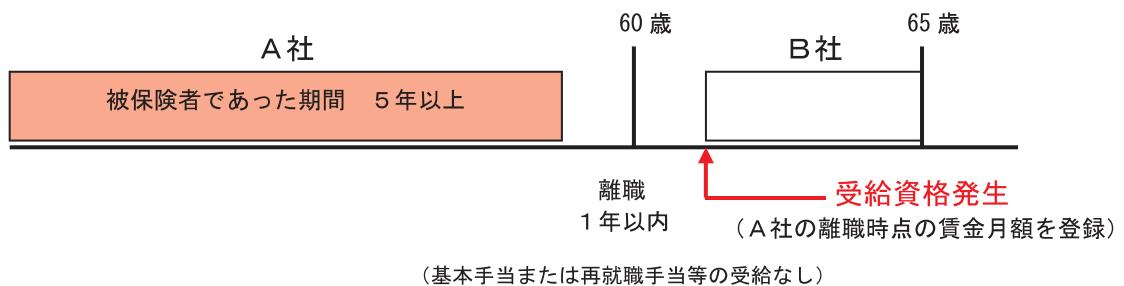
この場合でも、次の要件を満たすことにより、高年齢雇用継続基本給付金の受給資格の確認を受けることができます。

- イ 60歳到達前の離職した時点で、被保険者であった期間が通算して5年以上あること。
- ロ 60歳到達前の離職した日の翌日が、60歳到達後に再雇用された日の前日から起算して1年以内（高齢者雇用継続給付延長を行っている場合は、その延長期間内）にあること。
- ハ ロの期間に雇用保険（基本手当、再就職手当等）を受給していないこと。

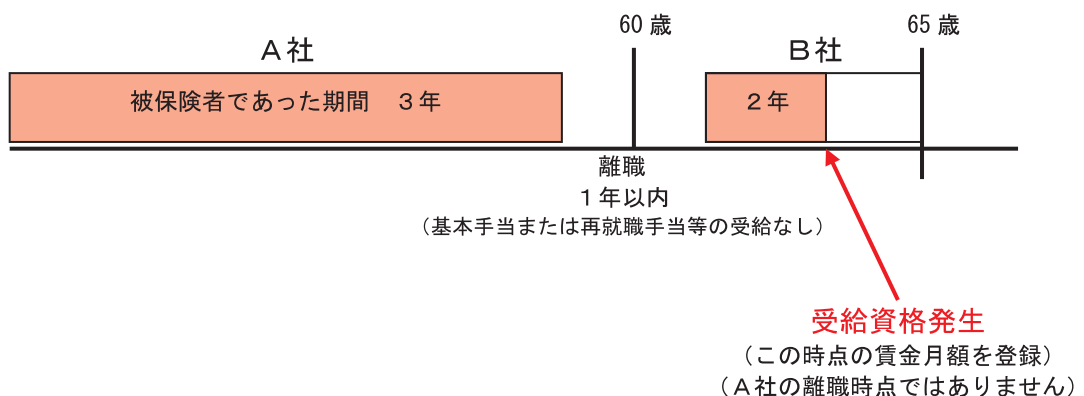
事業所を管轄するハローワークで受給資格確認の手続きを行い、受給資格が確認された場合には、60歳到達時前の離職した時点の賃金月額（上限額あり）が登録されます。

また、再就職時点で受給資格を満たさなかった場合でも、その後被保険者であった期間が通算して5年を満たした時点において、再度受給資格の確認を受けることができます。（この場合、受給資格を満たした時点の賃金月額（上限額あり）が登録されます。）

例示1 再就職時点で受給資格を満たした場合



例示2 再就職時点以降に受給資格を満たした場合



(2) 支給要件は・ ・ ・ ・ ・

支給対象期間において、一般被保険者として雇用されている各月（暦月のことで、その月の初日から末日まで継続して被保険者であった月に限ります。）（これを「支給対象月」といいます。）において、次の要件を満たしている場合に支給の対象となります。

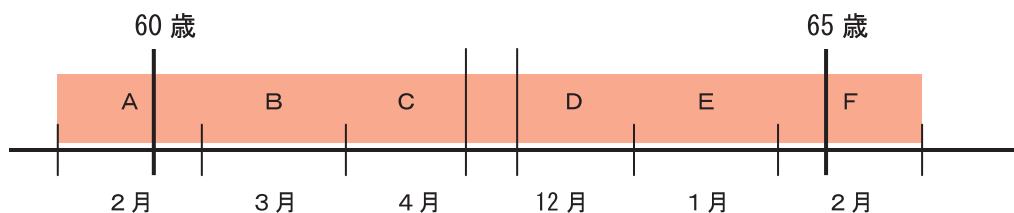
- イ 支給対象月の初日から末日まで被保険者であること
- ロ 支給対象月中に支払われた賃金が、60歳到達時等の賃金月額額の75%未満に低下していること。
- ハ 支給対象月中に支払われた賃金額が、支給限度額（＝364,595円、84ページ参照）未満であること。
- ニ 申請後、算出された基本給付金の額が、最低限度額（＝2,125円、84ページ参照）を超えていること。
- ホ 支給対象月の全期間にわたって、育児休業給付または介護休業給付の支給対象となっていないこと。

(3) 支給対象期間は・ ・ ・ ・ ・

高年齢雇用継続基本給付金の支給対象期間は次のとおりです。

- イ 60歳到達日の属する月から、65歳に到達する日の属する月までの間
- ロ 60歳到達時に受給資格を満たしていない場合は、受給資格を満たした日の属する月から
- ハ 60歳到達時に被保険者でなかった者は、新たに被保険者資格を取得した日または受給資格を満たした日の属する月から

例示 誕生日は2月20日



解説： 例えば、誕生日が2月20日、60歳到達時点で被保険者であった期間が通算して5年を満たした場合は例示のA～Fまでが支給対象期間となります。（A～Fまでの各月ごとに支給要件をそれぞれ判断していきます。）

(4) 支給額は・・・・・

① 支給額は、支給対象月ごとに、**賃金の低下率**〔支払われた賃金額（みなし賃金を含む）÷60歳到達時等の賃金月額×100〕に応じて、以下の計算式により決定されます。

なお、以下のとおり支給限度額及び最低限度額により、減額される場合や支給されない場合もありますので、あらかじめご了承ください。

賃金の低下率を「A」として、

イ 賃金低下率が61%以下の場合

支給額＝実際に支払われた賃金額×15%

ロ 賃金低下率〔A〕が61%を超えて75%未満の場合

$$\text{支給率〔B〕} = \frac{(-183A + 13,725)}{280A} \times 100$$

支給額＝実際に支払われた賃金額×B〔支給率〕%

ハ 賃金低下率が75%以上の場合

支給額＝支給されません。

(端数処理について)

「賃金低下率」及び「支給率」については、小数点以下第3位を四捨五入し、小数点以下第2位まで算出、「支給額」については、小数点以下を切り捨てて算出します。

支給限度額及び最低限度額について

支給限度額 364,595 円※（令和4年7月31日までは360,584円）

支給対象月に支払われた賃金額と高年齢雇用継続基本給付金の合計額が支給限度額を超えるときは、超えた額を減じて支給されます。

最低限度額 2,125 円※（令和4年7月31日までは2,061円）

高年齢雇用継続基本給付金の支給額が、最低限度額を超えないときは、支給されません。

※ 支給限度額及び最低限度額は、毎年8月1日に変更される場合があります。

【支給算出額の事例】

60歳到達時の賃金月額が30万円であって、

- ① 支給対象月に支払われた賃金が18万円の場
低下率は60% $(180,000 \div 300,000 \times 100)$
支給額 = $180,000 \times 15\% = 27,000$ 円
- ② 支給対象月に支払われた賃金が20万円の場
低下率は66.67% $(200,000 \div 300,000 \times 100)$
支給率は8.17% $(-183 \times 66.67 + 13,725) 100 \div (280 \times 66.67)$
支給額 = $200,000 \times 8.17 \div 100 = 16,340$ 円
- ③ 支給対象月に支払われた賃金が24万円の場
低下率が80% $(240,000 \div 300,000 \times 100)$ のため支給されません。

② 「支払われた賃金額」について

高年齢雇用継続給付における「各月に支払われた賃金額」とは、その月に「**実際に支払われた賃金額**」のことをいいますが、その賃金額の中に、減額がある場合は、その減額があった賃金額を加算（これを「みなし賃金額」といいます。）して、賃金の低下率を判断する場合があります。

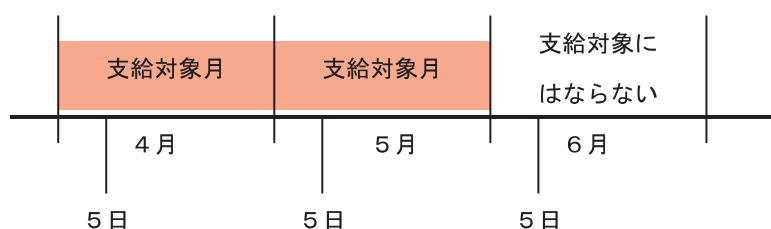
イ 「実際に支払われた賃金額」について

高年齢雇用継続給付では、その支給決定を迅速に行うために、各月に支払われた賃金額を考えるにあたり、賃金の支払対象となった期間ではなく、「**賃金の支払日**」を基準としています。

このため、例えば以下のようなケースにおいて、「5月に支払われた賃金額」とは、5月5日に支払われた賃金となります。（5月5日に支払われた賃金の対象月は4月ですが、実際に支払われたのが5月であるためです。）

なお、以下のように、5月末日に退職した場合には、6月5日に支払われた賃金は高年齢雇用継続給付の支給対象となりませんのでご注意ください。

例示 【月末賃金締切 翌月5日支払 5月末日に退職】



ハ みなし賃金額について

各月に支払われた賃金が低下した理由の中には、被保険者本人や事業主に責任がある場合や、他の社会保険により保障がなされるのが適切である場合など、雇用保険により給付がなされるのが適切でない場合があります。

そこで、このような理由により賃金の減額があった場合には、その減額された額が支払われたものとして、賃金の低下率を判断することとなります。

これを、「**みなし賃金額**」といいます。

みなし賃金額が算定される理由は、以下のとおりです。

- (イ) 被保険者の責めに帰すべき理由、本人の都合による欠勤（冠婚葬祭等の私事による欠勤も含みます。）
- (ロ) 疾病または負傷
- (ハ) 事業所の休業（休業の理由、休業の期間は問いません。）
- (ニ) 同盟罷業、怠業、事業所閉鎖等の争議行為
- (ホ) 妊娠、出産、育児 (ヘ) 介護

【注意】

- ① 「各月に実際に支払われた賃金」とは、支給対象期間中の各月に支払われた賃金をいい、支給対象期間外に支払われた賃金は対象外となります。
- ② 「みなし賃金額」は、賃金の低下率を判断する際に算出するものであり、支給額の算出にあたっては、「**実際に支払われた賃金額**」にその支給率を乗ずることとなります。

ロ 数か月分一括払いの通勤手当等について

本来なら各月ごとに支払われるべきところ、単に支払い事務の便宜等のため、数か月分一括して支払われる通勤手当等については、その通勤手当等の額を対象月数で除した額を、**支払いのあった月以降の各月に割り振って計上**するという特別の取扱いを行いますのでご注意ください。（ただし、端数が出た場合は、最後の月分に加算します。）

		← 支給対象月 →					
		3月	4月	5月	6月	7月	8月
			到60歳 達月				
通勤手当の 算入	①		×	×	×		
	②		○	○	○		
	③		○	○	○		

○…分割して支給 ×…支給不可

なお書き以降の説明は①となります。

なお、最初の支給対象期間の前に数か月分一括して支払われた通勤手当等については、その後の支給対象月への算入は行わないこととしていますので、併せてご注意ください。

《事例1》

賃金月額が30万円、各月に実際に支払われた賃金額が18万円、欠勤による賃金の減額が3万円の場合。

→ 欠勤により賃金の減額があるので、 $18\text{万円} + 3\text{万円} = 21\text{万円}$ をみなし賃金額として、賃金の低下率を判断します。

低下率は $21\text{万円} \div 30\text{万円} = 70.00\%$ となり、支給率は 4.67% となりますので、**支給額は 18万円 $\times 4.67\% = 8,406\text{円}$** となります。

 みなし賃金ではなく、実際に支払われた賃金額です。

《事例2》

賃金月額が30万円、各月に実際に支払われた賃金額が18万円、欠勤による賃金の減額が5万円の場合。

→ 欠勤により賃金の減額があるので、 $18\text{万円} + 5\text{万円} = 23\text{万円}$ をみなし賃金額として、賃金の低下率を判断します。

低下率は $23\text{万円} \div 30\text{万円} = 76.67\%$ となります。

実際に支払われた賃金額では、75%未満に低下していますが、欠勤による控除をしない場合の通常の賃金で低下率を算定するため、このケースでは75%未満とならず、**不支給**となります。

《事例3》

賃金月額が30万円、各月に実際に支払われた賃金額が15万円、欠勤による賃金の減額が3万円の場合。

→ 欠勤により賃金の減額があるので、 $15\text{万円} + 3\text{万円} = 18\text{万円}$ をみなし賃金額として、賃金の低下率を判断します。

低下率は $18\text{万円} \div 30\text{万円} = 60.00\%$ となります。

低下率が61%以下となるため、**支給額は 15万円 $\times 15\% = 22,500\text{円}$** となります。

 みなし賃金ではなく、実際に支払われた賃金額です。

(5) 受給資格の確認と支給申請は・・・

① 60歳到達日において被保険者であった場合

届出書類・・・「雇用保険被保険者六十歳到達時等賃金証明書」(＝賃金証明書)

「高年齢雇用継続給付受給資格確認票・(初回)高年齢雇用継続給付支給申請書」(＝受給資格確認票)

提出期限・・・最初に支給を受けようとする支給対象月の初日から起算して4か月以内

届出先・・・事業所の所在地を管轄するハローワーク

持参するもの・・・

- 賃金台帳、出勤簿(タイムカード)、労働者名簿、雇用契約書など
 - 被保険者の年齢が確認できる書類の写し(運転免許証、住民票記載事項証明書、その他住民票記載事項証明書をもとに公的機関が発行した証明書で年齢を確認できる書類)
- ※ 受給資格確認票は、マイナンバーを記載して提出してください。

イ 「賃金証明書」の提出及び受給資格確認について

被保険者が初回の支給申請手続きをする場合は、「賃金証明書」及び「受給資格確認票」を、事業所の所在地を管轄するハローワークに提出しなければなりません。

これにより、高年齢雇用継続基本給付金の受給資格がある場合は「高年齢雇用継続給付受給資格確認通知書」(＝確認通知書)を、また受給資格がない場合は、「高年齢雇用継続給付受給否認通知書」(＝否認通知書)が交付されます。

ロ 被保険者に対する通知について

(イ) 受給資格が確認された場合

ハローワークから交付された「確認通知書」には、60歳到達時の「賃金月額」と「賃金月額の75%」が印字されます。(ただし、60歳に達した時に受給資格が否認された場合で、その後受給資格を満たしたときは、60歳到達時の「賃金月額」は、受給資格が確認された時点となります。)

この「確認通知書」は、必ず被保険者に対して交付し、被保険者に支払われる賃金額が、この「確認通知書」に印字された「賃金月額の75%」未満に低下した場合について高年齢雇用継続給付の支給を受けることができる旨を、通知してください。

(ロ) 受給資格が否認された場合

ハローワークから交付された「否認通知書」は、必ず被保険者に対して交付し、「被保険者であった期間が5年」であることの要件を満たした場合に、再度、受給資格の確認ができる旨を、通知してください。

なお、被保険者が引き続き雇用された場合に受給資格を満たすこととなる予定日と、5年の要件を満たすために不足している期間については、この「否認通知書」の「通知内容」欄に記載されています。

ハ 次回支給申請月の指定について

「確認通知書」に添付されている「高年齢雇用継続給付次回支給申請日指定通知書（事業主通知用）」は、次回支給申請すべき月を指定するもので、事業主の方に通知されます。

なお、次回の支給申請月に支給要件を満たさないことが明らかな場合は、支給申請を行う必要はありませんが、支給申請を満たすか否かがはっきりしない場合には、ハローワークの窓口にご相談ください。

※ 年金の併給調整が行われている場合は、支給要件を満たさないことが明らかであっても支給申請を行い、不支給決定を受けることで、併給調整が解除されます。

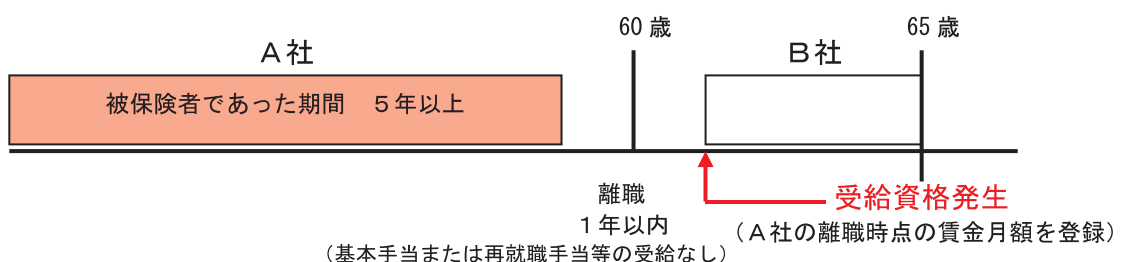
- ② 60歳到達日において被保険者でなく、それ以降の再就職により被保険者となった場合

届出書類・・・雇用された直前の離職に係る「**雇用保険被保険者離職票**」（受給資格決定を受けた方は「**雇用保険受給資格者証**」）
「**高年齢雇用継続給付受給資格確認票・（初回）高年齢雇用継続給付支給申請書**」（以下「**受給資格確認票**」という。）
提出期限・・・被保険者として雇用された日以降速やかに、「**雇用保険被保険者取得届**」と同時に
届出先・・・事業所の所在地を管轄するハローワーク
持参するもの・・・
○ 賃金台帳、出勤簿（タイムカード）、労働者名簿、雇用契約書など
○ 被保険者の年齢が確認できる書類の写し（運転免許証、住民票記載事項証明書、その他住民票記載事項証明書をもとに公的機関が発行した証明書で年齢を確認できる書類）
※ 受給資格確認票は、マイナンバーを記載して提出してください。

被保険者資格の喪失に基づき60歳到達時において被保険者でなく、かつ、雇用保険（基本手当等）の支給を受けずに、その喪失日から1年以内に再就職した場合は「**離職票**」を、雇用保険の受給資格決定を受けた場合は「**雇用保険受給資格者証**」を「**受給資格確認票**」と併せて提出してください。

これにより、高年齢雇用継続給付金の受給資格について確認（否認）を行い、今後の申請についてお知らせします。

例 示



※ 事業主の方が手続きを行う場合であって、新たに60歳から65歳の方を雇った場合、「雇用保険被保険者取得届」の届出により、通知される「雇用保険被保険者資格取得等確認通知書」に「高齢者雇用継続給付受給可」と印字されている場合があります。その場合は、「高齢者雇用継続給付受給支給申請書及び高齢者雇用継続給付受給次回申請日指定通知書」を発行する事が可能ですが、受給の可否についてあらかじめ本人が同意していることが条件となりますので、ご注意ください。

③ 2回目以降の支給申請について

高齢者雇用継続給付の支給を受けることができるのは、支払われた賃金額が「支給資格確認通知書」または「高齢者雇用継続給付支給決定通知書」に印字されている「賃金月額75%」未満に低下した月となります。

届出書類・・・「**高齢者雇用継続給付支給申請書**」(以下「**支給申請書**」という。)
提出期限・・・指定した支給申請月
届出先・・・事業所の所在地を管轄するハローワーク
持参するもの・・・
○ 支給申請書の内容が分かる書類の写し(賃金台帳、出勤簿(タイムカード)、労働者名簿など)

④ 支給申請時期について

支給申請は、**原則として2か月ごと**に行うこととなります。

ハローワーク(公共職業安定所長)から、あらかじめ事業所ごとに「奇数型」と「偶数型」のいずれかを指定します。(「次回支給申請日指定通知書」に印字されています。)

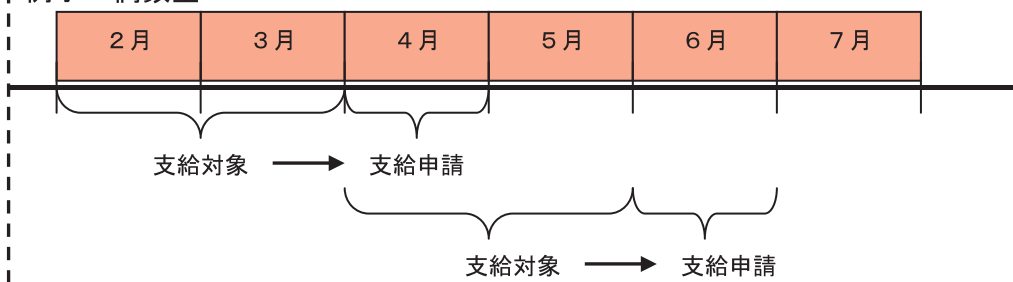
また、初回の支給申請は、最初の支給対象月の初日から起算して4か月以内に行うことができますが、支給申請月の型が指定されている事業所については、できるだけ支給申請期間内(4か月以内)の指定月(奇数型・偶数型)に初回の支給申請を行ってください。

「支給申請月」とは・・・

支給申請月は、ハローワーク(公共職業安定所長)から指定された月型は、今後、その事業所の支給申請月の型となりますが、特段の事情がない限り、この月型は変更できません。

なお、指定月が1月・3月・5月・7月・9月・11月の場合は奇数型、2月・4月・6月・8月・10月・12月の場合は偶数型と呼びます。

例示 偶数型



⑤ あらかじめ受給資格の確認及び賃金登録のみを行う場合

雇用する労働者が 60 歳に到達し、以下のような場合には、初回の支給申請を行う前に「賃金証明書」と「受給資格確認票」を提出し、受給資格の確認及び賃金登録を行うことができます。

あらかじめ受給資格の確認及び賃金登録の手続きを行っていただくと、次のような**メリット**がありますので、**事前の提出について出来る限りのご協力をお願いします。**

- イ 60 歳で退職する労働者に制度を周知したい。
- ロ 高年齢雇用継続給付金の受給資格があるかどうかを把握しておきたい。
- ハ 労働者が退職後、何年も経過してから賃金登録等を行うことは困難である。
- ニ あらかじめ受給資格の確認を行っておけば、労働者及び事業主にとって都合がよいと考えられる場合など。

メリット

- 事前に受給資格の確認や賃金月額が把握できる。
- 初回の支給申請に係る事務処理が円滑になされる。
- 支給申請漏れの防止を図ることができる。

(6) 支給申請の結果は・・・

支給申請後は、支給の可否及び支給額を記載した「高年齢雇用継続給付支給決定通知書」と次回の支給申請の際に使用する「高年齢雇用継続給付支給申請書」を交付いたしますので、**必ず被保険者に対して交付**してください。

(7) 給付金の口座振込みは・・・

支給決定された給付金は、支給決定日（支給決定通知書に印字されています）から約 1 週間後に、申請者本人が指定した金融機関の本人名義の普通預金（貯金）口座に振り込まれます。

また、振込者名は、「コウセイロウドウショウ ショクギョウアンテイキョク」となります（金融機関によっては、振込者名の表示が途切れたりする場合があります）。

4 高年齢再就職給付金について

(1) 受給資格は・ ・ ・ ・ ・

- イ 60歳以上 65歳未満で再就職した一般被保険者であること。
- ロ 1年を超えて引き続き雇用されることが確実であると認められる安定した職業に就いたこと。
- ハ 再就職する前に雇用保険の基本手当等の支給を受け、その受給期間内に再就職し、かつ支給残日数が100日以上あること。
- ニ 直前の離職時において、被保険者であった期間が通算して5年以上あること。

上記の要件を満たすような場合、事業所の所在地を管轄するハローワークで、受給資格確認手続きを行ってください。

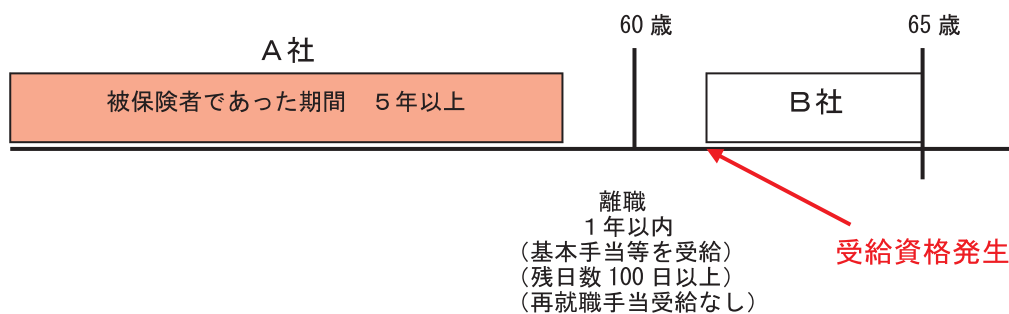
この手続きにより、ハローワークにおいて受給資格の確認を行うとともに、「再就職前に受給していた雇用保険の基本手当の算定の基礎となった賃金日額×30に相当する額」を「高年齢再就職給付金に係る賃金月額」として登録することとなります。

この高年齢再就職給付金に係る賃金月額と、再就職後の各月に支払われた賃金額を比較することにより、支給要件を判断し、支給額を決定することとなります。

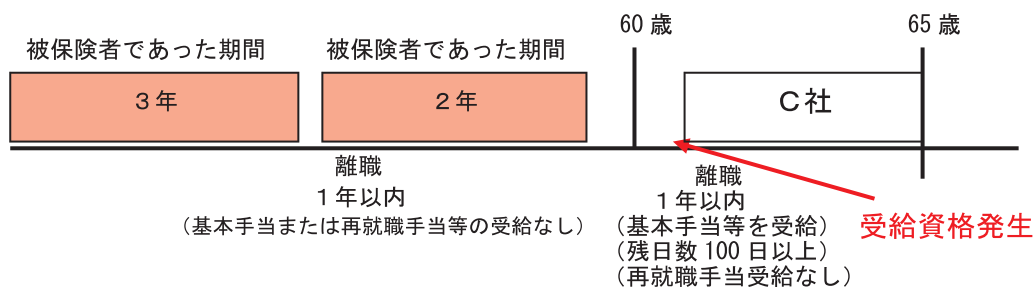
受給資格を満たさなかった場合は・ ・ ・ ・ ・

受給資格を満たさなかった場合は、その後において被保険者であった期間5年以上を満たすことはなく、再就職後に受給資格が発生することはありません。

例示1 支給日数100日以上残して再就職し、受給資格の要件を満たした場合



例示2 60歳前に離職し、支給日数100日以上残して再就職した場合



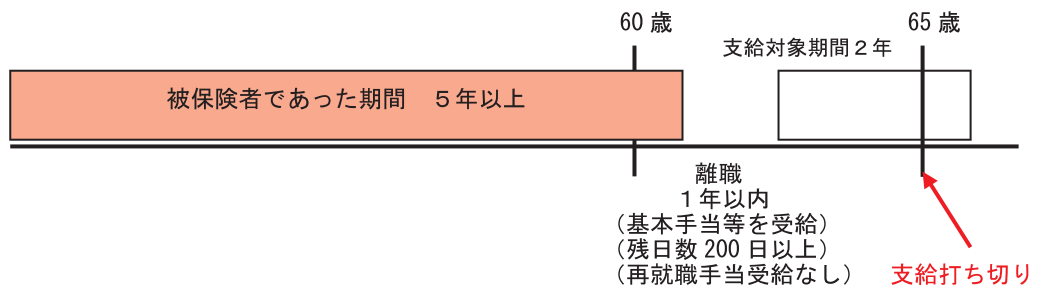
(2) 支給要件は

高年齢雇用継続基本給付金と同様です。(83 ページ参照)

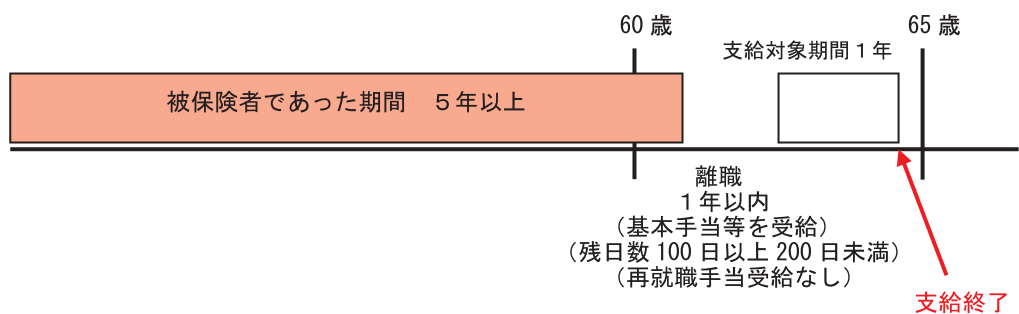
(3) 支給対象期間は

- イ 雇用保険の基本手当の残日数が 200 日以上の場合は、当該被保険者となった日の翌日から 2 年を経過する月まで。
- ロ 雇用保険の基本手当の残日数が 100 日以上 200 日未満の場合は、当該被保険者となった日の翌日から 1 年を経過する月まで。
- ハ イ及びロにおいて、2 年または 1 年を経過する前に 65 歳に達した場合は、支給対象期間にかかわらず、65 歳に達した日の属する月まで。

例示 1 支給残日数 200 日以上の場合



例示 2 支給残日数 100 日以上 200 日未満の場合



(4) 支給額は

高年齢雇用継続基本給付金と同様です。(78 ページ参照)

(5) 受給資格の確認は

届出書類 . . . 「高年齢雇用継続給付受給資格確認票・(初回)高年齢雇用継続給付支給申請書」(以下「受給資格確認票」という。)

提出期限 . . . 被保険者として雇用された日以降速やかに、「雇用保険被保険者資格取得届」と同時に

届出先 . . . 事業所の所在地を管轄するハローワーク

持参するもの . . .

○ 賃金台帳、出勤簿(タイムカード)、労働者名簿、雇用契約書など

※ なお、被保険者の年齢が確認できる書類は不要です。

※ 受給資格確認票は、マイナンバーを記載して提出してください。

雇用保険の基本手当等を受給した60歳以上の者を再雇用した場合、「雇用保険被保険者資格取得届」と同時に、併せて「**受給資格確認票**」を事業所の所在地を管轄するハローワークに速やかに提出してください。

ただし、以前に雇用されていた事業所において高年齢雇用継続給付の受給資格の確認を受けていたことがある方が離職し、雇用保険の基本手当を受けずに再就職した場合は、受給資格確認票の提出は必要ありません。

① 受給資格の確認について

高年齢再就職給付金の受給資格がある場合は「受給資格確認通知書」を、受給資格がない場合は「受給資格否認通知書」を交付いたします。

この「受給資格確認通知書」には、再就職前に受給していた雇用保険の基本手当に係る賃金日額の30日分の額とその75%に相当する額が、それぞれ「賃金月額」、「賃金月額の75%」として印字されるほか、支給残日数に応じた「支給期間」も印字されます。

なお、受給資格が否認された場合は、それ以後、受給資格を満たすことはありません。

② 被保険者に対する通知と次回支給申請月の指定について

高年齢雇用継続基本給付金と同様です。(88～90ページ参照)

(6) 支給申請は

高年齢雇用継続基本給付金と同様です。(88～90ページ参照)

(7) 支給申請の結果は

高年齢雇用継続基本給付金と同様です。(91ページ参照)

(8) 給付金の口座振込みは

高年齢雇用継続基本給付金と同様です。(91ページ参照)

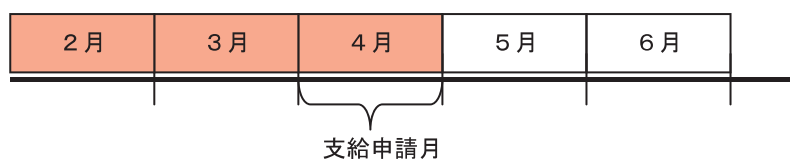
5 離職等により被保険者資格を喪失したとき

(1) 被保険者資格喪失直前の支給対象月に係る支給申請手続き

高年齢雇用継続給付の受給中の被保険者が、被保険者資格を喪失したときは、指定されていた支給申請月の前であっても支給申請を行うことができますので、「雇用保険被保険者資格喪失届」と併せて、「支給申請書」を提出してください。

なお、**1日以上被保険者として雇用されない日がある月については、支給対象月となりませんので、ご注意ください。**

例示1 偶数型の事業所を、4月末日で退職した場合



→ 4月の支給申請月には2月と3月分の申請書を提出します。

また、4月末日に退職した場合は、「雇用保険被保険者資格喪失届」と併せて4月分の支給申請書を提出してください。（次回の支給申請月である6月まで待つ必要はありません。）

例示2 偶数型の事業所を、4月25日で退職した場合



→ 4月の支給申請月には2月と3月分の申請書を提出しますが、4月分は月の途中で退職しているため、支給対象月とはなりません。

ただし、転職等の理由により、4月26日から引き続き被保険者資格を取得するような場合は、支給対象月となるため、転職後の事業主から支給申請書を提出してください。（この場合、支給申請書の備考欄に、前の事業所で4月中に支払われた賃金額を記入してもらうようにしてください。）

(2) 高年齢雇用継続給付の延長申請について

高年齢雇用継続基本給付金の支給期間は65歳に達する月までですが、被保険者資格を喪失して、1年を超える被保険者期間の空白があつて再就職した場合は、高年齢雇用継続給付は支給できません。

ただし、以下の理由により、資格喪失している期間について延長を行うことができ、1年を超えた場合でも支給が可能となります。

なお、代理人による提出の場合は、別途委任状が必要ですのでご注意ください。

イ 病気、けが等の理由により引き続き30日以上職業に就くことができない日があるとき（最大3年間）

- ロ 60歳以上の定年等の理由により退職した方が、一定期間安定した雇用に就くことを希望しないとき（最大1年間）

届出書類・・・「受給期間・教育訓練給付適用対象期間・高年齢雇用継続給付延長申請書」（用紙はハローワークにあります。）

提出期限・・・イの理由の場合・・・30日以上職業に就くことができなくなるに至った日の翌日以降早期に申請いただくことが原則ですが、延長後の期間の最後の日までであれば提出は可能
ロの理由の場合・・・離職日の翌日から起算して2か月以内

届出先・・・本人の住所を管轄するハローワーク

持参するもの・・・

イの理由の場合には、受給期間が認められる理由に該当する事実を証明する書類

6 年金と高年齢雇用継続給付との併給調整について

特別支給の老齢厚生年金（在職老齢年金）の支給を受けながら、同時に高年齢雇用継続給付の支給を受けている期間については、高年齢雇用継続給付の給付額に応じ、年金の一部が支給停止される場合があります。

併給調整の具体的な詳細については、最寄りの年金事務所へお問い合わせください。

7 こんなときは・・・？

(1) 受給中に本人が死亡したとき

死亡した日の属する月の前月までについて、生計を同じにしていた遺族の方が支給申請を行うことができます。

これを、**未支給高年齢雇用継続給付**といいます。

この請求は、**死亡した日の翌日から起算して6か月以内**にしなければなりません。

詳しくは、事業所を管轄するハローワークにお問い合わせください。

(2) 不正を行ったとき

本来は、高年齢雇用継続給付を受けることができないにもかかわらず、不正な手段により高年齢雇用継続給付の支給を受け、または受けようとした場合（実際に受けたか否かを問いません。）は、**不正受給の処分**を受けることとなります。

このような場合、不正受給した金額の**3倍**の金額を納めなければならず、これらの支払いを怠った場合は、財産の差し押さえが行われる場合がありますので、支給申請書の記載内容をよくお確かめのうえ、ご提出をお願いします。

また、事業主が虚偽の支給申請書等を提出した場合等は、事業主に対して本人と連帯して処分等を受けることとなります。

事業主の皆様におかれましては、高年齢雇用継続給付制度へのご理解・ご協力をお願いいたします。

高年齢雇用継続給付受給資格確認票の記入例

1「個人番号」
 ・個人番号（マイナンバー）を記入してください。

2「被保険者番号」
 ・被保険者証に記載されている被保険者番号を記入してください。

3「資格取得年月日」
 ・当該事業所における被保険者となった年月日を記入してください。

4「事業所番号」
 ・当該事業所の事業所番号を記入してください。

様式第33号の3（第101条の5、第101条の7関係）（第1面）
高年齢雇用継続給付受給資格確認票・（初回）高年齢雇用継続給付支給申請書
 （必ず第2面の注意書きをよく読んでから記入してください。）

帳票種別 15300	1.個人番号 123456789012	3.資格取得年月日 3-6-2020401 (昭和4平成5令和)	
2.被保険者番号 4800-123456-1	4.被保険者氏名 給付 太郎	6.給付金の種類 1 (基本給付金)	
5.事業所番号 4900-000111-0			
＜資金支払状況＞			
7.支給対象年月その1 5-0505	8.7欄の支給対象年月に支払われた賃金額 23333	9.賃金の減額があった日数 0	10.みなし賃金額 円
11.支給対象年月その2 5-0506	12.11欄の支給対象年月に支払われた賃金額 20333	13.賃金の減額があった日数 2	14.みなし賃金額 円
15.支給対象年月その3 円	16.15欄の支給対象年月に支払われた賃金額 円	17.賃金の減額があった日数 日	18.みなし賃金額 円
19.賃金月額（区分一日額又は総額） 円	20.登録区分 1 (日額) 2 (総額)	21.の受給資格 基本手当	22.定年等修正賃金登録年月日 元号 年 月 日
23.受給資格確認年月日 元号 年 月 日	24.支給申請月 1 (奇数月) 2 (偶数月)	25.次回（初回）支給申請年月日 元号 年 月 日	26.支払区分 円
27.金融機関・店舗コード 円	28.未支給区分 1 未支給		

※公共職業安定所記載欄

60歳到達時等賃金登録
 61. 62. 63. 64. 65. 66. 67. 68. 69. 70. 71. 72. 73. 74. 75. 76. 77. 78. 79. 80. 81. 82. 83. 84. 85. 86. 87. 88. 89. 90. 91. 92. 93. 94. 95. 96. 97. 98. 99. 100.

その他賃金に関する特記事項
 29. 通勤手当3ヶ月分10,000円 (5月31日払) 30. 6/3、6/16欠勤 皆勤手当10,000円 欠勤控除20,000円 計30,000円減額 31.

上記の記載事実と誤りのないことを証明します。
 令和 5年 7月 13日 事業所名 (所在地・電話番号) 株式会社雇用保険 東京都千代田区蔵が関1-2-2
 03-9253-1111 事業主氏名 株式会社 雇用保険 代表取締役社長 雇用太郎

上記のとおり高年齢雇用継続給付の受給資格の確認を申請します。
 令和 5年 7月 13日 公共職業安定所長 殿 住 所 鎌子市東芝町5-9
 フリガナ テキヨウキョウフシヨウキンコ イイダバシ 申請者氏名 給付 太郎

32. 払渡希望金融機関指定届	フリガナ 名称 適用給付信用金庫 飯田橋	金融機関コード 本店 2962	店舗コード 支店 2917
	銀行等 口座番号 (普通) 6543210		
	ゆうちょ銀行 記号番号 (総合) -		

資格確認の可否 可 () 否 ()
 ※ 処 理 機 関 通 知 年 月 日 令和 年 月 日

社会保険労務士記載欄
 氏 名 電話番号 ※ 所 長 次 長 課 長 係 長 係 操作者

（この用紙は、このまま機械で処理しますので、汚さないようにしてください。）



「事業所名(所在地・電話番号)、事業主氏名」
 記載事実と誤りのないことを証明してください。事業主が提出する場合は事業主印の押印は不要です。

「申請者氏名」
 被保険者本人が氏名を記載してください。ただし、申請内容等を事業主等が被保険者に確認し、合意のもと「記載内容に関する確認書・申請等に関する同意書」を作成・保存することで被保険者の署名・押印を省略することができます。その場合、申請者氏名欄には「申請について同意済み」と記載してください。

「払渡希望金融機関指定届」
 「名称」欄には、高年齢雇用継続給付の払渡しを希望する金融機関の名称及び店舗名を記入してください。
 「口座番号、記号番号」欄には、被保険者本人の名義の通帳の口座、記号番号を記入し、通帳、キャッシュカード（写可）を添えて提出してください。
 ※最近新設された金融機関の店舗や小規模な出張所など一部の金融機関については、コンピュータに登録されていない場合もありますので、ご利用になる場合は、あらかじめハローワークにご相談ください。

雇用保険被保険者六十歳到達時等賃金証明書の記入例（その1）

⑥「60歳に達した日等の年月日」

・被保険者の60歳の誕生日の前日、または60歳に達した後に被保険者であった期間が通算して5年を満した日を記入してください。

「事業所名(所在地・電話番号)、事業主氏名」

記載事実誤りないことを証明してください。事業主が提出する場合は事業主印の押印は不要です。

⑧「60歳に達した日等に離職したとみなした場合の被保険者期間算定対象期間」

・「60歳に達した日等の翌日」欄は、⑥欄の日の翌日を記入してください。
 ・原則、60歳に達した日等から遡って1年間において、賃金支払基礎日数が11日以上または、賃金の支払いの基礎となった時間数が80時間以上ある被保険者期間算定対象期間を、直近より6か月以上記入してください。（※当該記入方法については、離職票への記入方法P38に準じた取り扱いをお願いいたします。）

⑨「⑧の期間における賃金支払基礎日数」

・⑧欄の期間における賃金支払の基礎となった日数を記入してください。
 ・有給休暇の対象となった日、休業手当の対象となった日を含みます。

※被保険者期間が5年以上あることが明らかである場合記入を省略しても結構です。

⑩「賃金支払対象期間」

・最上段には60歳に達した日等の直前の賃金締切日の翌日から60歳に達した日等までの期間を記入し、以下、順次さかのぼって賃金締切日の翌日から賃金締切日までの期間を記入してください。
 ・賃金支払基礎日数が11日以上または、賃金の支払いの基礎となった時間数が80時間以上の賃金支払対象期間を、直近より6か月以上記入してください。（※当該記入方法については、離職票への記入方法P38に準じた取り扱いをお願いいたします。）

様式第33号の4（第101条の5関係）

雇用保険被保険者六十歳到達時等

① 被保険者番号	4 8 0 0 - 1 2 3 4 5 6 - 1	フリガナ
② 事業所番号	4 9 0 0 - 0 0 0 0 1 1 - 0	60歳に達した者の氏名
④ 名称	株式会社 雇用保険	
事業所所在地	東京都千代田区霞が関1-2-2	
電話番号	086-241-3222	
⑥ 60歳に達した日等の年月日	平成 5 年 10 月 17 日	(令和)
この証明書の記載は、事実と相違ないことを証明します。		
住所	東京都千代田区霞が関1-2-2	
事業主氏名	株式会社雇用保険 代表取締役 雇用太郎	
60歳に達した日等以前の		
⑧ 60歳に達した日等に離職したとみなした場合の被保険者期間算定対象期間	⑨ ⑧の期間における賃金支払基礎日数	⑩ 賃金支払対象期間
60歳に達した日等の翌日	10月18日	⑩の基礎日数
9月18日～60歳に達した日等	20日	10月1日～60歳に達した日等
8月18日～9月17日	19日	9月1日～9月30日
7月18日～8月17日	20日	8月1日～8月31日
6月18日～7月17日	19日	7月1日～7月31日
5月18日～6月17日	21日	6月1日～6月30日
4月18日～5月17日	18日	5月1日～5月31日
月 日～月 日	日	4月1日～4月30日
月 日～月 日	日	月 日～月 日
月 日～月 日	日	月 日～月 日
月 日～月 日	日	月 日～月 日
月 日～月 日	日	月 日～月 日
月 日～月 日	日	月 日～月 日
月 日～月 日	日	月 日～月 日
⑪ 賃金に関する特記事項		
※公共職業安定所記載欄		

(注) 本手続は電子申請による申請が可能です。
 なお、本手続について、社会保険労務士が事業主の委託を受け、電子申請により本申請から委託を受けた者であることを証明するものを本申請書の提出と併せて送信することをも。また、本手続について、事業主が本申請書の提出に関する手続を行う場合には、当該事実を証明したことを証明するものを提出させ、保存しておくことをもって、当該被保険者

社会保険 労務士 記載欄	作成年月日・提出代行者・事務代理者の表示	氏 名	電 話 番

等賃金証明書(安定所提出用)

キユウフ タロウ	
名 給付 太郎	
⑤ 60歳に達した者の	〒288-0043 銚子市東芝町5-9
住所又は居所	電話番号(0479) 22-7406
⑦ 60歳に達した者の 生年月日	昭和 38年 10月 18日 平成

賃金支払状況等			備 考
賃 金 額	⑧	計	
125,000	0		
205,000	0		
220,000	0		
213,500	0		
218,700	0		
229,420	0		
204,200	0		
六十歳到達時等賃金証明書受理 年 月 日 (受理番号 番)			

本書の提出に関する手続を行う場合には、当該社会保険労務士が当該事業主から、本証明書に係る当該事業主の電子署名に代えることができます。
 ※業主が被保険者から、当該被保険者が六十歳到達時等賃金証明書の内容について（電子）署名に代えることができます。

号	※	所長	次長	課長	係長	係

⑨、⑩、⑫欄の記載について

・「基礎日数」とは、⑨欄の場合は⑧欄の、⑩欄の場合は⑩欄の期間において賃金支払の対象となった日数のことです。

日数の数え方は賃金形態によって異なります。

① 1日や1時間あたりの単価が決まっていて、就労した日数や時間に応じて賃金が支払われる、いわゆる「日給制」や「時間給制」の場合、賃金額は⑧欄に記入します。



各期間の出勤日数(有給休暇も含まず)を記載します

② 1か月の賃金が決まっていて、欠勤しても減額が行われない、いわゆる「完全月給制」の場合、賃金額は⑧欄に記入します。



各期間の暦日数(30、31日等)を記載します

③ 1か月の賃金が決まっていて、欠勤すると欠勤数に応じて減額が行われる等、いわゆる「日給月給制」の場合、賃金額は⑧欄に記入します。1日あたりの減額の額の算定の方法の例は以下ようになります。

③-1 欠勤1日について、

$$\text{「基本給」} \times \frac{1}{\text{暦日数(30または31日)}} \text{を減額する場合}$$



各期間の暦日数(30、31日等)-欠勤日数を記載します。(⑨⑩欄)

③-2 欠勤1日について、

$$\text{「基本給」} \times \frac{1}{\text{各月又は1か月あたりの所定労働日数}} \text{を減額する場合}$$



各月又は1か月あたりの所定労働日数-欠勤日数を記載します。(⑨⑩欄)

※上の例以外の賃金形態の場合は、ハローワークの窓口までおたずねください。

⑬「備考」

・⑧欄から⑫欄の参考となることを記入してください。

<例えば>

- ・賃金未払いがある場合
- ・傷病等で引き続き30日以上賃金の支払がない場合
- ・休業手当が支払われたことがある場合

・60歳に到達した日が令和2年8月1日以降であって、⑨欄及び⑩欄の賃金支払基礎日数が11日以上完全月が6か月ない場合は、⑨欄及び⑩欄の基礎日数が10日以下の期間について、当該期間における賃金支払の基礎となった時間数を記入してください。

⑭「賃金に関する特記事項」

- ・3か月以内の期間ごとに支払われる賃金(特別の賃金)について記入してください。
- ・該当がない場合には斜線を引いてください。

雇用保険被保険者六十歳到達時等賃金証明書の記入例（その2）

⑥「60歳に達した日等の年月日」

・被保険者の60歳の誕生日の前日、または60歳に達した後に被保険者であった期間が通算して5年を満した日を記入してください。

「事業所名(所在地・電話番号)、事業主氏名」

記載事実と誤りのないことを証明してください。事業主が提出する場合は事業主印の押印は不要です。

⑧「60歳に達した日等に離職したとみなした場合の被保険者期間算定対象期間」

・「60歳に達した日等の翌日」欄は、⑥欄の日の翌日を記入してください。
 ・原則、60歳に達した日等から遡って1年間において、賃金支払基礎日数が11日以上または、賃金の支払いの基礎となった時間数が80時間以上ある被保険者期間算定対象期間を、直近より6か月以上記入してください。（※当該記入方法については、離職票への記入方法P38に準じた取り扱いをお願いいたします。）

⑨「⑧の期間における賃金支払基礎日数」

・⑧欄の期間における賃金支払の基礎となった日数を記入してください。
 ・有給休暇の対象となった日、休業手当の対象となった日を含みます。
 ※被保険者期間が5年以上あることが明らかである場合記入を省略しても結構です。

⑩「賃金支払対象期間」

・最上段には60歳に達した日等の直前の賃金締切日の翌日から60歳に達した日等までの期間を記入し、以下、順次さかのぼって賃金締切日の翌日から賃金締切日までの期間を記入してください。
 ・賃金支払基礎日数が11日以上または、賃金の支払いの基礎となった時間数が80時間以上の賃金支払対象期間を、直近より6か月以上記入してください。（※当該記入方法については、離職票への記入方法P38に準じた取り扱いをお願いいたします。）

様式第33号の4（第101条の5関係）

雇用保険被保険者六十歳到達時等

① 被保険者番号	4900-102047-1	③	フリガナ
② 事業所番号	4900-000147-1	60歳に達した者の氏名	
④ 名称	株式会社 雇用保険 那覇支店		
事業所所在地	那覇市おもろまち1-3-25		
電話番号	098-866-8609		
⑥ 60歳に達した日等の年月日	平成	6年	1月 31日
この証明書の記載は、事実と相違ないことを証明します。			
住所	東京都千代田区霞が関1-2-2		
事業主氏名	株式会社雇用保険 代表取締役 雇用太郎		
60歳に達した日等以前の			
⑧ 60歳に達した日等に離職したとみなした場合の被保険者期間算定対象期間	⑨ ⑧の期間における賃金支払基礎日数	⑩ 賃金支払対象期間	⑪ ⑩の基礎日数
60歳に達した日等の翌日	2月1日	60歳に達した日等	31日
1月1日～	31日	1月26日～	60歳に達した日等
12月1日～	31日	12月26日～	1月25日
11月1日～	30日	11月26日～	12月25日
10月1日～	31日	10月26日～	11月25日
9月1日～	30日	9月26日～	10月25日
8月1日～	31日	8月26日～	9月25日
月 日～	日	7月26日～	8月25日
月 日～	日	月 日～	月 日
月 日～	日	月 日～	月 日
月 日～	日	月 日～	月 日
月 日～	日	月 日～	月 日
月 日～	日	月 日～	月 日
⑫ 賃金に関する特記事項			
※公共職業安定所記載欄			

(注) 本手続は電子申請による申請が可能です。
 なお、本手続について、社会保険労務士が事業主の委託を受け、電子申請により本申請から委託を受けた者であることを証明するものを本申請書の提出と併せて送信することをも。また、本手続について、事業主が本申請書の提出に関する手続を行う場合には、当該事実を証明するものを提出させ、保存しておくことをもって、当該被保険者

社会保険	作成年月日・提出代行者・事務代理者の表示	氏名	電話番号
労務士			
記載欄			

等賃金証明書(安定所提出用)

カンサツ	タロウ
名	監察 太郎
⑤ 60歳に達した者の住所又は居所	〒905-0021 名護市東江4-3-12
⑦ 60歳に達した者の生年月日	昭和 37年 12月 21日 平成

賃金支払状況等

賃金	額	備考
④	⑧ 計	
60,000		
310,000		
310,000		
310,000		
310,000		
310,000		
310,000		

六十歳到達時等賃金証明書受理
年 月 日
(受理番号 番)

本書の提出に関する手続を行う場合には、当該社会保険労務士が当該事業主から、本証明書に係る当該事業主の電子署名に代えることができます。
※業主が被保険者から、当該被保険者が六十歳到達時等賃金証明書の内容について（電子）署名に代えることができます。

号	※	所長	次長	課長	係長	係

⑨、⑩、⑫欄の記載について

・「基礎日数」とは、⑨欄の場合は⑧欄の、⑩欄の場合は⑩欄の期間において賃金支払の対象となった日数のことです。

日数の数え方は賃金形態によって異なります。

① 1日や1時間あたりの単価が決まっていて、就労した日数や時間に応じて賃金が支払われる、いわゆる「日給制」や「時間給制」の場合、賃金額は⑨欄に記入します。



各期間の出勤日数(有給休暇も含みます)を記載します

② 1か月の賃金が決まっていて、欠勤しても減額が行われない、いわゆる「完全月給制」の場合、賃金額は④欄に記入します。



各期間の暦日数(30、31日等)を記載します

③ 1か月の賃金が決まっていて、欠勤すると欠勤数に応じて減額が行われる等、いわゆる「日給月給制」の場合、賃金額は④欄に記入します。1日あたりの減額の額の算定の方法の例は以下になります。

③-1 欠勤1日について、

$$\text{「基本給」} \times \frac{1}{\text{暦日数(30または31日)}} \text{を減額する場合}$$



各期間の暦日数(30、31日等) - 欠勤日数を記載します。(⑨⑩欄)

③-2 欠勤1日について、

$$\text{「基本給」} \times \frac{1}{\text{各月又は1か月あたりの所定労働日数}} \text{を減額する場合}$$



各月又は1か月あたりの所定労働日数 - 欠勤日数を記載します。(⑨⑩欄)

※上の例以外の賃金形態の場合は、ハローワークの窓口までおたずねください。

⑬「備考」

- ・⑧欄から⑫欄の参考となることを記入してください。
<例えば>
 - ・賃金未払いがある場合
 - ・傷病等で引き続き30日以上賃金の支払がない場合
 - ・休業手当が支払われたことがある場合
- ・60歳に到達した日が令和2年8月1日以降であって、⑨欄及び⑩欄の賃金支払基礎日数が11日以上完全月が6か月ない場合は、⑨欄及び⑩欄の基礎日数が10日以下の期間について、当該期間における賃金支払の基礎となった時間数を記入してください。

⑭「賃金に関する特記事項」

- ・3か月以内の期間ごとに支払われる賃金(特別の賃金)について記入してください。
- ・該当がない場合には斜線を引いてください。

高年齢雇用継続給付次回支給申請日指定通知書
高年齢雇用継続給付受給資格確認・否認通知書
高年齢雇用継続給付支給決定通知書

「次回支給申請期間」

・支給申請期限に遅れると受給できなくなりますので注意してください。

高年齢雇用継続給付次回支給申請日指定通知書（事業主通知用）

事業所番号	4900-000147-1	事業所名略称	カブシキガイシャ コヨホクン ナンテン	資格取得年月日	
被保険者番号	4900-102047-1	氏名	カンザツ ケオ		210201
支給申請月	給付金の種類	次回支給対象年月	次回支給申請期間	次回支給申請年月日	
奇数月型	1	0503-0404	050501-050531		

管轄公共職業安定所
 の所在地・電話番号
 交付 令和5年3月10日

公共職業安定所長

<キリトリ> 高年齢雇用継続給付受給資格確認／否認申請書
 高年齢雇用継続給付支給／不支給決定通知書（被保険者通知用）
 高年齢雇用継続給付次回支給申請日指定通知書

被保険者番号	氏名		性別	生年月日	受給資格確認年月日
4900-102047-1	カンザツ ケオ		男	3-380302	050307
資格取得年月日	210201	事業所番号	4900-000147-1	支給期間	0503-0903
賃金月額	310,000	賃金月額の75%（支給限度額）	232,500	支払方法	

通知内容
 先般、提出されました受給資格確認票の書類を審査したところ、受給資格を下記の通り確認することとなりましたので通知します。
 1、給付金の種類 高年齢雇用継続基本給付金
 2、受給資格の要件に該当した日 令和5年3月1日（60歳）
 3、初回支給対象月 令和5年3月・令和5年4月
 4、初回支給申請月 令和5年5月1日～令和5年5月31日

管轄公共職業安定所
 の所在地・電話番号
 交付 年 月 日

公共職業安定所長

「賃金月額の75%（支給限度額）」

・各月に支払われた賃金額がこの額未満である月について支給の対象となります。

※毎年8月1日に高年齢雇用継続給付の支給限度額が変更される場合、これに伴い変更になることがあります。

「支払方法」

・支払先として指定された口座番号ですので、よく確認してください。

「通知内容」

受給資格確認申請が行われた場合で

①受給資格を確認したときは

例示のように、支給対象月、申請月等が印字されます。

②被保険者期間が通算して5年に満たず、受給資格の確認がなされないときは

受給資格を満たす予定の日が印字されます。

なお、支給申請が行われた場合は支給金額が印字されます。

高年齢雇用継続給付支給申請書の記入例

1「被保険者番号」～「支給申請月」

・受給資格の確認及び賃金月額の登録が初回の支給申請前に行われた場合または、2回目以降の支給申請の場合は、これらの欄にハローワークシステムにより印字した支給申請書をお渡します。

3、7、11「支給対象年月」

・支給を受けようとする支給対象月を記入してください。

4、8、12「3欄の支給対象年月に支払われた賃金額」

・3、7、11欄の支給対象月に支払われた賃金額を記入してください。
 なお、賃金に含まれるか否か判断しかねる場合は、各々18、19、20欄（申請書裏面）にその額と名称を記入してください。

「事業所名（所在地・電話番号）、事業主氏名」

・記載事実と誤りのないことを証明してください。

「申請者氏名」

・被保険者本人が氏名を記載してください。
 ただし、申請内容等を事業主等が被保険者に確認し、合意のもと「記載内容に関する確認書・申請等に関する同意書」を作成・保存することで被保険者の署名・押印を省略することができます。その場合申請者氏名欄には「申請について同意済み」と記載してください。

5、9、13「賃金の減額があった日数」

・3、7、11欄の支給対象月において、非行、疾病、負傷、事業所の休業等により賃金の全部又は、一部を受けることができなかった日数を記入してください。
 この場合、3、7、11欄の支給対象月において減額の対象となった賃金額を、各々18、19、20欄（申請書裏面）に記入してください。

様式第33号の3の2（第101条の5、第101条の7関係）（第1面）
高年齢雇用継続給付支給申請書
 （必ず第2面の注意書きをよく読んでから記入してください。）

（この用紙は、このまま機械で処理しますので、汚さないようにしてください。）

帳票種別 氏名 給付金の種類 (1) 基本給付金 (2) 非行職給付金 事業所番号 管轄区分

1. 被保険者番号 2. 資格取得年月日 要件該当日 支給対象年月

3. 支給申請月 前回処理年月日 賃金月額75% (旧85%) 賃金月額61% (旧64%) N

3. 被保険者氏名 フリガナ (カタカナ)

<賃金支払状況>

4. 支給対象年月その1 元号 年 月 日 <input type="text" value="5"/> - <input type="text" value="05"/> - <input type="text" value="05"/>	5. 4欄の支給対象年月に支払われた賃金額 円 千 百 十 元 角 分 <input type="text" value="2000000"/>	6. 賃金の減額があった日数 日 <input type="text" value="0"/>	7. みなし賃金額 円 <input type="text"/>
8. 支給対象年月その2 元号 年 月 日 <input type="text" value="5"/> - <input type="text" value="05"/> - <input type="text" value="06"/>	9. 8欄の支給対象年月に支払われた賃金額 円 千 百 十 元 角 分 <input type="text" value="1800000"/>	10. 賃金の減額があった日数 日 <input type="text" value="2"/>	11. みなし賃金額 円 <input type="text"/>
12. 支給対象年月その3 元号 年 月 日 <input type="text"/>	13. 12欄の支給対象年月に支払われた賃金額 円 千 百 十 元 角 分 <input type="text"/>	14. 賃金の減額があった日数 日 <input type="text"/>	15. みなし賃金額 円 <input type="text"/>

16. 未支給区分 (空欄 未支給以外) (即時出力の場合に「1」を入力) 17. 出力区分 (空欄) (即時出力の場合に「1」を入力) 18. 次回支給申請年月日 (平成 5 令和)

その他賃金に関する特記事項

19. 20. 21.

2020. 3

様式第33号の3の2（第101条の5、第101条の7関係）（第2面）

上記の記載事実と誤りのないことを証明します。
 令和 5 年 7 月 10 日 事業所名 (所在地・電話番号) 事業主氏名 申請者氏名

雇用保険法施行規則第101条の5、第101条の7の規定により、上記のとおり高年齢雇用継続給付の支給を申請します。
 令和 5 年 7 月 10 日

社会保険 労務士 記載欄	氏名	電話番号
※ 所長	次長	課長
	係長	係
		操作者

賃金締切日	末日	賃金支払日	当月・翌月 20 日
賃金形態	月給・日給・時間給		
所定労働日数	4 欄	日 8 欄	日 12 欄
通勤手当	有 (毎月・3 か月・6 か月) ・無		

裏面にあります

「備考」(申請書裏面)

・備考欄に、賃金締切日・支払日、賃金形態、支給対象月ごとの所定労働日数、通勤手当について記入してください。

下記の場合等については、必要事項を記入するとともに確認印等を押印してください。

○前事業所を離職し、1日の空白もなく再就職した場合等は、備考欄に前事業所に係る賃金額を記入するとともに、当該前事業主の証明印を押印してください。

○出向元、出向先双方から賃金の支払いがある場合は、合計額を支給申請書に記入し、備考欄に被保険者資格を有さない雇用関係に基づく賃金額を記入するとともに、当該事業主の証明印を押印してください。

受給期間・教育訓練給付適用対象期間・高年齢雇用継続給付延長申請書の記入例

「2 申請する延長の種類」欄の申請する延長の種類を○で囲んでください。

様式第16号
受給期間・教育訓練給付適用対象期間・高年齢雇用継続給付延長申請書

1 申請者	氏名	継続 和隆		生年月日	大正 昭和 平成 36年 1月 13日	性別	男・女 男
	住所又は居所	〒404-0042 甲州市塩山上於曾177-1 (電話 0553-33-8609)					
2 申請する延長の種類	受給期間・教育訓練給付適用対象期間・高年齢雇用継続給付						
3 離職年月日	令和 5年 3月 31日	4 被保険者となった年月日	昭和 平成 55年 4月 1日				
5 被保険者番号	1960-123456-7						
6 支給番号							
7 この申請書を提出する理由	<input checked="" type="checkbox"/> 妊娠、出産、育児、疾病、負傷等により職業に就く(対象教育訓練の受講を開始する)ことができないため <input checked="" type="checkbox"/> 定年等の理由により離職し、一定期間求職の申込みをしないことを希望するため 具体的理由 病気による入院のため						
8 職業に就く(対象教育訓練の受講を開始する)ことができない期間又は求職の申込みをしないことを希望する期間	令和 5年 4月 1日から 令和 6年 3月 31日まで	※ 処理欄	令和 年 月 日から 令和 年 月 日まで				
※ 延長後の受給(教育訓練給付適用対象)期間満了年月日	令和 年 月 日						
9 7.のイの理由が疾病又は負傷の場合	傷病の名称	胃潰瘍					診療機関の名称・診療担当者 厚生労働医院 院長 厚生一久
雇用保険法施行規則第31条第1項・第31条の3第1項の規定により受給期間の延長、教育訓練給付に係る適用対象期間の延長、高年齢雇用継続給付の次回の支給申請可能な支給対象月に係る延長を上記のとおり申請します。 令和 5年 5月12日 申請者氏名 継続 和隆 塩山 公共職業安定所長 殿 地方運輸局長							
備考	離職票交付安定所名						
	離職票交付年月日						
	離職票交付番号						
※ 所属長 次長 課長 係長 係 操作者							

(55) 2011.4

申請者氏名については、記名押印又は自筆による署名のいずれかにより記入してください。

○ 高年齢雇用継続給付に関するQ & A

Q 60歳到達日とは？

私は、今年の10月12日に60歳の誕生日を迎えます。60歳到達日とは、60歳の誕生日のことなのでしょうか。

A 雇用保険法における年齢の計算は、すべて「年齢計算に関する法律」の原則に従い、誕生日の応答する日の前日の午前零時に、満年齢に達するものとして取り扱います。

このため、60歳到達日とは、「60歳の誕生日の前日」のことであり、今回のケースであれば「10月11日」となります。

Q 再就職手当との併給は？

高年齢再就職給付金と再就職手当の併給はできますか。

A できません。(雇用保険法第61条の2第4項)

同一の就職について、高年齢再就職給付金と再就職手当の双方の支給要件を満たす場合は、2つの給付金を併給することはできず、どちらか一方の給付金を選択していただくこととなります。そのため、慎重な選択をしていただくようお願いいたします。

Q 基本給付金の支給は？

私は、60歳の定年によりA社を退職した翌日、B社に再就職しました。このような場合でも、基本給付金は支給されるのでしょうか。

A 今回のケースは、雇用保険（基本手当等）を受給しないまま、翌日B社で再就職しているため、基本給付金の支給対象となります。

また、雇用保険（基本手当等）を受給した場合であっても、所定給付日数を100日以上残して就職していれば、高年齢再就職給付金の支給対象となりますが、再就職手当との併給ができませんのでご注意ください。

Q 基本給付金の支給は？

基本給付金を受給している途中でA社を離職し、雇用保険（基本手当等）を受給しないまま、1年半後にB社に採用され、就職しました。

この場合、雇用保険（基本手当等）を受給していないので、B社においても基本給付金を受給することはできるのでしょうか。

A できません。

雇用保険（基本手当等）を受給しないまま再就職していたとしても、A社での離職日（＝資格喪失届の離職年月日）とB社での就職日（＝資格取得届の被保険者となった年月日）の空白期間が1年を超える場合は、受給できなくなりますのでご注意ください。

○ 高年齢雇用継続給付に関するQ & A

Q 被保険者であった期間の通算は？

以前働いていたA社では、8年間雇用されていました。

このたびA社を退職し、約1か月後に、雇用保険を受給せずにB社で働くこととなりました。この場合の被保険者であった期間の5年間の計算は、以前にA社で雇用されていた期間は含まれるのでしょうか。

A 被保険者であった期間は、同一の事業主の適用事業に継続して雇用された期間のみに限られず、離職した日の翌日から起算して1年後の応答日までに被保険者資格を再取得した場合には、その前後の被保険者として雇用された期間が通算されます。

したがって、今回のようなケースであれば、A社での被保険者であった期間を通算されることとなります。

ただし、雇用保険（基本手当等や再就職手当等を含む。）または特例一時金の支給を受けたことがある場合には、これらの給付の受給資格等に係る離職の日以前の被保険者であった期間は通算の対象となりませんので、ご注意ください。

Q 賃金月額登録の上限は？

当社の社員で、このたび、60歳になる従業員がいるので、60歳到達時の賃金登録をしたいと考えています。

この従業員には現在60万円の賃金を支払っているのですが、60万円の賃金登録が行われるということで間違いはないのでしょうか。

A 賃金月額には上限金額が定められており、具体的には、算定した額が478,500円（令和4年8月1日現在）を超える場合には、この金額以上の賃金登録をすることはできません。

したがって、今回のようなケースは、上限額での登録となります。事業主のみなさまから被保険者本人へ説明される場合には、特にご注意ください。

Q 60歳を超えた者を採用した場合は？

当社では、このたび、61歳になる男性を正社員として採用することとしました。この場合、何か届出は必要なのでしょうか。

A 60歳～65歳の方を採用した場合は、高年齢雇用継続基本給付金または高年齢再就職給付金の支給対象者であることが考えられます。

このため、採用した被保険者に対して、給付金の支給申請の有無等のご確認をいただき、申請を希望する場合には、「雇用保険被保険者資格取得届」の提出時等に、ハローワークの窓口へ必ず申し出てください。

○ 高年齢雇用継続給付に関するQ & A

Q みなし賃金は？

みなし賃金を算定する際の「賃金の減額があった日数」（支給申請書 6, 10, 14 欄）とは、支給対象月中の日数をいうのでしょうか。それとも、当該みなし賃金額の算定基礎となる賃金の支払対象期間中の日数をいうのでしょうか。

A みなし賃金額の算定基礎となる賃金の支払対象期間中の日数をいいます。

Q みなし賃金は？

日給者である建設労働者が、雨天により休業となる日については、みなし賃金の対象となりますか。

A 所定労働日が、雨天により休業となった場合は、「事業所の休業」に該当するので、その日を「賃金の減額があった日」として、みなし賃金の計算を行います。

Q みなし賃金は？

サービス業・小売業等で時間給計算で就労する労働者の場合、業務の繁忙、顧客の多寡によって就業時間にかなり変化があります。この場合、シーズンオフにより就労時間が短縮されたことにより賃金が減少するのは、「事業所の休業」による減額と判断されますか。

A 「事業所の休業」には、相当しません。

所定の労働時間が短縮されたのであれば、みなし賃金の計算によらず、実際に支払われた賃金額で判断します。

Q 60歳時における賃金登録は？

当社では、60歳以降も継続して雇用している者については、退職するまで賃金が低下することはありません。
このような場合でも、60歳時の賃金登録を行う必要がありますか。

A 平成16年1月の雇用保険法施行規則の改正により、登録の義務はなくなりました。

しかしながら、60歳到達後においても、高年齢雇用継続給付の支給要件に該当する場合や被保険者が転職等により支給要件に該当する場合が増えています。

また、このような場合には、60歳到達時点の事業主の皆様に対して、60歳時点にさかのぼって賃金登録のお願いをすることとなります。

このようなことを避けるためにも、被保険者が60歳となった時点において、できるかぎり登録手続きをお願いいたします。

また、60歳登録手続きを事前に行っておくことで、

- ① 事前に受給資格の確認や賃金月額を把握できる
- ② 初回の支給支援に係る事務処理が円滑になされる
- ③ 支給申請漏れの防止を図ることができる

などのメリットがありますので、登録手続きのご協力をお願いいたします。

○ 高年齢雇用継続給付に関するQ & A

Q 高年齢雇用継続給付と他の継続給付との併給は？
高年齢雇用継続給付と、育児休業給付または介護休業給付を同時に受けられるのでしょうか。

A 月の初日から末日まで引き続いて育児休業給付または介護休業給付の対象となる休業をした月は、高年齢雇用継続給付の支給対象月とはなりません。

ただし、月の一部が育児休業給付または介護休業給付の支給対象となる場合は、支給対象となります。

Q 申請手続き先は？
自分の住所を管轄するハローワークと勤務先の事業所を管轄するハローワークとが異なるのですが、どちらのハローワークで支給申請手続きを行えばよいのでしょうか。

A 高年齢雇用継続給付の支給申請手続きは、育児休業給付及び介護休業給付とともに、その事業所の所在地を管轄するハローワークで行っていただくこととなります。

なお、高年齢雇用継続給付の延長手続きについては、本人の住所を管轄するハローワークで行うこととなります。

Q 課税は？
高年齢雇用継続給付（基本給付金・再就職給付金）は課税されますか？

A されません。（雇用保険法第12条）

○ 「支給率早見表」と「支給額早見表」

「支給率早見表」 支給率算定の目安としてください

賃金の低下率	支給率	賃金の低下率	支給率
75%以上	0.00%	67.5%	7.26%
74.5%	0.44%	67.0%	7.80%
74.0%	0.88%	66.5%	8.35%
73.5%	1.33%	66.0%	8.91%
73.0%	1.79%	65.5%	9.48%
72.5%	2.25%	65.0%	10.05%
72.0%	2.72%	64.5%	10.64%
71.5%	3.20%	64.0%	11.23%
71.0%	3.68%	63.5%	11.84%
70.5%	4.17%	63.0%	12.45%
70.0%	4.67%	62.5%	13.07%
69.5%	5.17%	62.0%	13.70%
69.0%	5.68%	61.5%	14.35%
68.5%	6.20%	61%以下	15.00%
68.0%	6.73%		

「支給額早見表」 (令和4年8月1日現在) 支給額算定の目安としてください。

60歳以降 各月の賃金	60歳到達時等賃金月額 (賃金日額×30日分)							
	478,500 円以上	45万	40万	35万	30万	25万	20万	15万
35万	5,775	0	0	0	0	0	0	0
34万	12,308	0	0	0	0	0	0	0
33万	18,843	4,917	0	0	0	0	0	0
32万	25,408	11,456	0	0	0	0	0	0
31万	31,930	17,980	0	0	0	0	0	0
30万	38,460	24,510	0	0	0	0	0	0
29万	43,500	31,059	6,525	0	0	0	0	0
28万	42,000	37,576	13,076	0	0	0	0	0
27万	40,500	40,500	19,602	0	0	0	0	0
26万	39,000	39,000	26,130	0	0	0	0	0
25万	37,500	37,500	32,675	8,175	0	0	0	0
24万	36,000	36,000	36,000	14,688	0	0	0	0
23万	34,500	34,500	34,500	21,229	0	0	0	0
22万	33,000	33,000	33,000	27,764	3,278	0	0	0
21万	31,500	31,500	31,500	31,500	9,807	0	0	0
20万	30,000	30,000	30,000	30,000	16,340	0	0	0
19万	28,500	28,500	28,500	28,500	22,876	0	0	0
18万	27,000	27,000	27,000	27,000	27,000	4,896	0	0
17万	25,500	25,500	25,500	25,500	25,500	11,441	0	0
16万	24,000	24,000	24,000	24,000	24,000	17,968	0	0